

鹿児島県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例	S45.10	①工業生産設備取得額 2,700万円超 ②青色申告している者等	過疎地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例	S61.12	①工業生産設備取得額 ○製造業 ・資本金等1千万円以下の法人 500万円以上 ・資本金等1千万円超5千万円以下の法人 1,000万円以上 ・資本金等5千万円超の法人 2,000万円以上 ○情報サービス業等 ・500万円以上 ②青色申告している者等	半島振興対策実施地域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○取得時 ○不均一課税
離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例	H5.7	①工業生産設備取得額 ○製造業 ・資本金等5千万円以下の法人 500万円以上 ・資本金等5千万円超1億円以下の法人 1,000万円以上 ・資本金等1億円超の法人 2,000万円以上 ○情報サービス業等 ・500万円以上 ②青色申告している者等	離島振興対策実施地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
奄美群島における県税の特別措置に関する条例	H11.7	①工業生産設備取得額 ○製造業 ・資本金等5千万円以下の法人 500万円以上 ・資本金等5千万円超1億円以下の法人 1,000万円以上 ・資本金等1億円超の法人 2,000万円以上 ○情報サービス業等 ・500万円以上 ②青色申告している者等	奄美群島地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例	H14.7	①工業生産設備取得額 ・2,700万円超	原子力発電施設等立地地域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○取得時 ○不均一課税
地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例	H28.3	①建物、建物附属設備、機械及び装置等 ・資本金等1億円以下 1,900万円以上 ・資本金等1億円超 3,800万円以上 ②地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の知事認定を受けた者	地域再生法における地方活力向上地域	○3年間 ○不均一課税 又は 課税免除	○3年間 ○不均一課税 又は 課税免除	○取得時 ○不均一課税 又は 課税免除
地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例	H20.6 (H29.12.26改正)	①土地・建物の取得額の合計が1億円超 農林水産関連業種は5,000万円超 ②地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の知事承認を受け、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認を受けた者。	地域未来投資促進法における促進区域	—	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
鹿児島県企業立地促進補助金	S59.11 (H30.4.1 改正)	立地企業 製造業、流通業、 情報通信関連業 種、研究開発施 設	①新規雇用者数 11 人以上（情報通 信関連業種、研究開発施設は 6 人 以上） ※離島地域の場合、新規雇用者数 6 人以上（情報通信関連業種、研究 開発施設は 3 人以上） ※流通業：鹿児島臨空団地に立地す る流通関連業 ②用地等取得後 3 年以内の操業開 始（ただし、製造業の増設につい ては、増設期限なし） ③立地協定	工業団地 工場適地 農村産業導入地 区等	事業所の建物、機械 設備等	①設備投資額×2% ※研究開発施設の 場合 6% ②新規雇用者数×30 万円	6,000 万円
		立地企業 製造業、情報通 信関連業種、研 究開発施設、流 通業等	①設備投資額(用地取得費除く)10 億円以上 ②新規雇用者数 30 人以上 ③用地等取得後 3 年以内の操業開 始（ただし、製造業の増設につい ては、増設期限なし） ④立地協定	工業団地 工場適地 農村産業導入地 区等	事業所の建物、機械 設備等	設備投資額×6% ※研究開発施設の場 合 10%	製造業 10 億円 その他 5 億円
		立地企業 製造業、情報通 信関連業種、研 究開発施設、流 通業等	①県外からの事業所移転を伴うこ と ②立地協定	地域再生法にお ける地方活力向 上地域	地方活力向上地域 等特定業務施設整 備計画において、特 定業務施設と認定 された施設	①設備投資額×2% ②新規雇用者数×30 万円 ③移転経費×50% ④賃料×50%	6,000 万円
鹿児島県生産設備投資 促進補助金	H25.4.1 (H30.4.1 改正)	立地企業 (県外に本社又 は親会社がある 企業) 製造業	①設備投資額(用地取得費除く)3 億円以上 ②雇用維持 ③生産性向上 ④立地協定	工業団地 工場適地 農村産業導入地 区等	機械設備等	①設備投資額×2% ②移転経費×50%	3 億円
鹿児島県 特定工場 施設等整 備費補助 金	工業用水 特別処理 施設	S63.4 (H28.4.1 改正)	立地企業 ①工場適地、農工団地等での立地 ②新規雇用者数 20 人超（工業用水 特別処理施設を増設する場合は 50 人超） ③用地取得後 3 年以内の操業 ④立地協定	工場適地 農村産業導入地 区等	シリカ除去施設の 設置	工業用水特別処理施 設相当額以内（工業用 水特別処理施設を増 設した者は増設に要 した費用相当額に新 規雇用者の増加割合 を乗じた額の 1/2 相 当以内の額）	5,000 万円（工業 用水特別処理施 設の増設は 2,500 万円）
	工場関連 施設	S63.4 (H28.4.1 改正)	同上 ①工場適地、農工団地等での立地 ②新規雇用者数 20 人超 ③用地取得後 3 年以内の操業 ④立地協定	工場適地 農村産業導入地 区等	工業団地等に引き 込む特別高圧配電 線施設(22KV 以上) の設置	特別高圧配電線施設 工事費負担金相当額 の 1/2	5,000 万円
鹿児島臨空団地企業立 地促進補助金	H16.4 (H30.4.1 改正)	立地企業 製造業・道路貨 物運送・倉庫業・ 卸売業・こん包 業	①市又は県と立地協定を締結する こと ②土地売買代金を完納しているこ と ③土地売買契約書を締結した日か ら 2 年以内に事業所の建設に着 手していること又は事業所の建 設に着手することが確実である と認められること	鹿児島臨空団地	土地購入に要する 経費	有効敷地に係る土地購入費×下記乗率+ 法面に係る土地購入費×100% ・製造業 6,000 m ² 以上 35% ・流通関連業 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 10% 10,000 m ² 以上 35%	
発電用施設周辺地域生 産設備投資支援利子補 給補助金	H27.4.1 (H30.4.1 改正)	立地企業 製造業	①設備投資額 500 万円以上 ②借入額 500 万円以上 ③生産性向上	種子・屋久地域、 喜界島、徳之島、 沖永良部島、与 論島、三島・十島	金融機関からの借 入に係る支払利子 ※対象となる借入 は設備投資のため	支払利子のうち利率 1%相当分×7 年間 (最長)	

				地域を除く県内 全域	の借入に限る		
発電用施設周辺地域立 地企業BCP緊急対策 補助金	H27.4.1 (H30.4.1 改正)	立地企業 (県外に本社又 は親会社がある 企業) 製造業	①進出企業(県外に本社又は親会社 がある企業等) ②別に定める要件を満たすBCP (事業継続計画)を事前に定めて いること	同上	防災対策関連事業 に要する測量設計 費, 工事費, 備品購 入費及び附帯工事 費	補助対象経費の1/2 以内	1,500万円

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
鹿児島県企業立地資金 融資	S57.11 (H31.4.1 改正)	立地企業 製造業, 情報通 信関連業種, 研 究開発施設, 流 通業等	○事業所設置資金 ①新規雇用者数3人以上(流通業等は 30人以上) ※鹿児島臨空団地に立地する流通業 11人以上 ②用地取得後3年以内の操業開始(た だし, 製造業の増設については, 増 設期限なし) ③流通業等(鹿児島臨空団地に立地す る流通関連業は除く)は, 設備投資 額(用地取得費除く)10億円以上 ④立地協定等	工業団地 工場適地 農村産業導入 地区等	事業所の土地, 建 物, 及び機械設備 の取得	○融資率90% (一部地域は70%以内) ○利率及び償還期間は次の いずれかを選択 ①1.6%(償還期間3年超7 年以内) ②2.0%(償還期間7年超 10年以内)	2億円(知事 特認5億円)

〈リース〉

リース主体	適用基準	優遇措置の内容
鹿児島県	○対象団地 ①鹿児島臨空団地 ②国分上野原テクノパーク ○対象業種 ①製造業, 流通業 ②製造業 ○対象面積 ①製造業6,000㎡以上, 流通業2,000㎡以上 ②6,000㎡以上 ○操業条件等(2団地共通) ・賃貸契約締結2年以内の工場建設着手 ・賃貸契約締結3年以内の操業開始	○貸付期間10年以上50年未満(借地借家法第23条に基づく事業用定期借地権) ○貸付料(年額) 分譲価格×企業立地資金融資の貸付利率(現行2.0%)+固定資産税等相当額 ○保証金 貸付料の3年分